

新型コロナウイルスワクチン接種における歯科医師による接種に係る相互連携協定書

豊島区（以下「甲」という。）、公益社団法人東京都豊島区歯科医師会（以下「乙」という。）及び公益社団法人豊島区医師会（以下「丙」という。）は、新型コロナウイルスワクチン接種（以下「コロナワクチン接種」という。）における歯科医師による接種に係る相互連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙に所属する歯科医師を接種医として活用することにより、コロナワクチン接種を迅速に推進し、区民の生命や健康を守ることを目的とする。

（内容）

第2条 乙は、豊島区歯科医師会館（南大塚二丁目37-1）をはじめ、甲の指定する集団接種の特設会場において、ワクチン接種について経験を有する者又は必要な研修を受けている者を接種医として配置し、医師の指示のもと、コロナワクチン接種を行うことができる。

（支援）

第3条 甲は特設会場の運営にあたり、乙に対し必要な支援を行う。丙は乙の求めに応じ、特設会場への医師の派遣、筋肉内注射の実施にかかる指示、あるいはコロナワクチン接種にかかる研修など、乙によるコロナワクチン接種に対し必要な支援を行うものとする。

（協定期間）

第4条 協定期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし歯科医師によるコロナワクチン接種は、国による時限的・特例的な取り扱いとされていることから、この取り扱いが終了する時点をもって、協定期間を終了する。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年5月26日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区
豊島区長

.....
乙 東京都豊島区南大塚二丁目37番1号
公益社団法人東京都豊島区歯科医師会
会長

.....
丙 東京都豊島区西池袋三丁目22番16号
公益社団法人豊島区医師会
会長
.....